

賛助会員とは

佐賀県人権・同和教育研究協議会

1 どなたでも賛助会員になっていただけます。

本会の行う諸活動に賛同していただける組織・団体・個人であれば、賛助会員となることができます。

2 費用負担や実務負担等は一切不要です。

賛助会員になっていただいたからといって、会費等を負担したり、会議に参加しなければならないなどご負担をお願いすることは一切ありません。

3 総会資料や研究大会等の案内ポスターなどに掲載させていただきます。

総会、常任理事会、理事会等の資料、及び研究大会等のポスターに組織名等を掲載させていただきます。

※ 別紙の会則等をご覧ください、本会の行う各種事業の趣旨にご理解賜り、是非、賛助会員になってくださいますようよろしくお願いいたします。

F A X 返信用紙

賛助会員並びに後援承諾書

- 佐賀県人権・同和教育研究大会
- 佐賀県就学前教育研究大会

その趣旨に賛同し、賛助会員として上記研修会の後援を

承諾します ・ 承諾しません

※ どちらかに○をつけてください。

(団体名)

(代表者の役職とお名前^{ふりがな})

印

(所在地・宛先)

(電話番号)

(F A X 番号)

F A X 番号 0 9 5 2 - 6 2 - 6 4 3 5